

高齢者憩いの広場運営補助事業

1 目的

補助金は、高齢者憩いの広場の活動開始の支援及び活動促進を図り、高齢者を中心とした地域の住民が気軽に通うことができ、高齢者の介護予防及び孤立化の防止のための地域憩いの場を確保し、高齢者の福祉の増進に資することを目的として交付する。

2 高齢者憩いの広場とは

高齢者の生きがいがづくり、社会的孤立感の解消等に寄与する市民の通いの場で次のいずれにも該当するもの。

- (1) 市内で開催すること。
- (2) 主な参加者が高齢者で、参加者を特定の者に限定していないこと。
- (3) 定期的に介護予防活動を実施すること。
- (4) 1回の開催につきおおむね5人以上の高齢者の参加があること。

3 介護予防活動とは

- (1) 転倒骨折等の予防のためのストレッチ、バランス運動、筋力トレーニング等の運動機能の向上に資する活動
- (2) 口腔機能の低下の予防及び改善に資する体操、唾液腺マッサージ等の口腔機能の向上に資する活動
- (3) 脳の働きを維持及び改善する活動、生活習慣に関する学習等の認知機能低下の予防に資する活動
- (4) 低栄養状態の予防及び改善に資する知識、調理技術等を習得する活動

4 補助金の対象となる団体

憩いの広場事業を行う団体で、次のいずれにも該当するもの。

- (1) 営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的としない団体
- (2) 規約、会則等を規定し、団体の活動目的を明示している団体
- (3) 市内に活動拠点があり、構成員が3人以上いる団体
- (4) 補助金の交付を受けようとする事業について、他の補助金の交付を受けない団体

5 補助金の種類

- (1) 高齢者憩いの広場活動準備費補助金（初年度1回限り）
- (2) 高齢者憩いの広場活動費補助金

6 憩いの広場の種類

- (1) 週1型高齢者憩いの広場事業
 - ① 事業を1週間に1日程度開催し、1年間で概ね45日開催すること
 - ② 事業の開催時間が1日当たり2時間以上であること
 - ③ 介護予防活動を毎月1回以上実施すること（1回あたり1時間以上）
- (2) 週2型高齢者憩いの広場事業

- ① 事業を1週間に2日程度開催し、1年間で概ね90日開催すること
- ② 事業の開催時間が1日当たり2時間以上又は週4時間以上であること
- ③ 介護予防活動を毎月1回以上実施すること（1回あたり1時間以上）

(3) 週3型高齢者憩いの広場事業

- ① 事業を1週間に3日程度開催し、1年で概ね135日開催すること
- ② 事業の開催時間が1日当たり3時間以上又は週9時間以上であること
- ③ 介護予防活動を月2回以上実施すること（1回あたり1時間以上）

7 補助金の区分

活動準備費補助

事業区分	補助金の上限額	対象経費
週1型	5万円/年	需用費（食糧費を除く。）、役務費、備品購入費
週2型	15万円/年	需用費（食糧費を除く。）、役務費、備品購入費 （単価10万円以上の備品購入費を除く。）
週3型	30万円/年	需用費（食糧費を除く。）、役務費、備品購入費 （単価10万円以上の備品購入費を除く。）

活動費補助

事業区分	補助金の上限額	対象経費
週1型	5万円/年	報償費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費
週2型	15万円/年	報償費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費（単価10万円以上の備品購入費を除く。）
週3型	30万円/年	報償費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費（単価10万円以上の備品購入費を除く。）

※ 活動費補助金は、活動の開始時期が年度の途中のときは、活動期間ごとにそれぞれ定める支給割合に応じて算出した額を限度として支給。

6月を超える期間	3月を超え6月以下の期間
100%	50%

◎手続きについて

1 申請書類

- (1) 交付申請書（様式第1号）
※初年度は「活動準備費補助金」・「活動費補助金」として各1部必要
- (2) 団体概要（別紙1）
- (3) 会員名簿（別紙2）
- (4) 事業計画書（別紙3）・（別紙4） ※（別紙3）は初年度のみ
- (5) 収支予算書（別紙5）・（別紙6） ※（別紙5）は初年度のみ
- (6) 団体の規約、会則等
- (7) 購入備品等の見積書、カタログ等
- (8) 賃貸借契約書の写し（高齢者憩いの広場の開催場所を賃借する場合）
- (9) 高齢者憩いの広場運営補助事業チェックリスト
- (10) 高齢者憩いの広場コロナ禍におけるカラオケ実施チェックリスト（カラオケ活動を実施する場合）
- (11) 活動場所の地図

2 申請時期

事業着手予定日の14日前（着手予定日が補助金を受けようとする年度の4月1日以前の場合は4月1日）に申請書等を提出
年度途中で開始する際の申請書等の提出期限は、当該年度の12月28日まで

3 毎月の報告

- (1) つくば市高齢者憩いの広場活動状況報告書（様式第6号）
 - (2) 高齢者憩いの広場開催記録簿（様式第7号）
 - (3) チェックシート（カラオケ活動を実施した場合）
- ※ シート内「参加者名簿」について、高齢者憩いの広場開催記録簿（様式第7号）を提出する場合は、省略可。
- (4) 翌月の活動予定表
- ※ 毎月実施した活動について、翌月10日までに報告
例：4月分→5月10日提出

4 実績報告の書類

- (1) 実績報告書（様式第8号）・（様式第9号） ※（様式第8号）は初年度のみ
- (2) 収支決算書（別紙7）・（別紙8） ※（別紙7）は初年度のみ
- (3) 領収書の写し